

Column

●保護者の皆さんも読んでください●

未成年者契約の取消しについて

民法では、現在20歳以上が成年とされ（※）、20歳未満の未成年者は「制限行為能力者」として自分で契約をすることができず、契約を有効に締結するためには、法定代理人（通常は親権者）の同意を得る必要があります。法定代理人の同意を得ずに締結した契約は、取り消すことができると言われています。

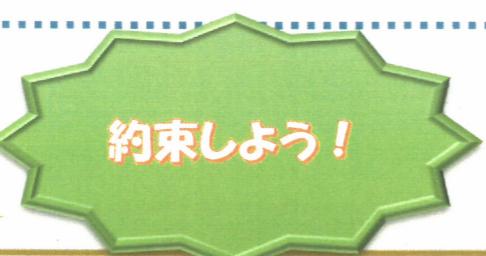
ただし、下記のような場合だと、未成年者契約の取消しはできませんので、注意が必要です。

（※）2022年4月1日から、成人年齢が18歳へと引き下げられます。成人年齢引下げ後、18歳に達すると、未成年者契約の取消しができなくなります。

×未成年者契約が取り消せない場合×

- ✓法定代理人の同意を得た契約
- ✓おこづかいの中での買い物（自由財産の処分）
- ✓結婚している人
- ✓自分を成年だと偽って締結した契約（未成年者の詐術）
- ✓契約後に法定代理人が同意した契約（追認）

スマホを安全に
使用するために…



- ①画面上のメッセージは飛ばさずにしっかりと読む！
- ②写真、文章はネットにアップする前にもう一度確認！
- ③買い物、有料サービス、お金を使うときは保護者に相談！
- ④スマホ依存になるな！自分をコントロール！

スマートフォンを利用する際には、勉強や睡眠、家族団らんの時間が減らないように利用時間を決めたり、自分ひとりでネット通販やフリマアプリを利用しないなど、保護者の方と使い方のルールを決めるようにならう。また、違法なサイトへ接続できないようにするためにフィルタリングサービスを活用するなど、自分に合った使い方をもう一度考えることも大切です。インターネットのサイトや、届いたメールの内容をそのまま信じるのではなく、「本当かな？」と考える習慣がトラブルを防ぎます。判断に困るときには、保護者の方か、消費生活センターへ相談しましょう。

対処に困るときや、心配なことがあるときには…

一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

田村市消費生活センター ☎0247-61-5009

【受付時間】月～金（祝日は除く）午前9時～午後4時

田村市役所
3階
生活環境課内

田村市消費生活
センター発行

スマートフォン

中高生 消費者トラブル！ ルールを守って利用しよう！！

★中高生も消費者です!! ~自覚をもって行動しよう~

あなたはお店でお金を払ってモノを買ったことがありますか？バスや電車などの交通機関を利用したことがありますか？このように、買い物をしたり、サービスを受けたりする人のことを【消費者】といいます。わたしたち【消費者】は、日常のいろいろな場面でたくさんの【契約】を繰り返しています。一度、自分の生活を思い返してみましょう。どのようなところで、あなたは【契約】をしているでしょうか。



※これらは全て契約です！！※

- ・コンビニでお弁当を買う
- ・学習塾に通う
- ・音楽配信サイトから楽曲をダウンロードする
- ・美容院で髪を切る
- ・水や電気を使う
- ・自動販売機で飲み物を買う
- ・バスに乗る
- ・図書館で本を借りる
- ・医者、歯医者に行く
- ・スマートフォンを使う

そもそも契約ってなに？

【契約】とは、売り手の「売りたい」という意思と、買い手の「買いたい」という意思が合致することで成立します。一度交わした契約は、自分の一方的な都合で勝手に解除することはできません。買い物をする前に、「本当に必要なのか」「品質に問題はないか」など、よく考える習慣をつけましょう。

スマートフォンのトラブルが増加している!!

スマホ（スマートフォン）は学習や連絡の道具として中高生にも身近なものとなり、自分用のものを持っている人も多いのではないだろうか。スマホはとても便利な反面、使い方を誤れば高額請求を受けたり、事件や犯罪に巻き込まれたりすることもある。このようなトラブルにあわないために、日ごろから自分で注意して、スマホを正しく使うことが大切だ。

では、具体的にどのような点を注意して使えば良いのだろうか。

次ページからは、実際に全国で増加している中高生のスマートフォントラブルについて、センターにも特に多く相談が寄せられているものを紹介する。

みんな、どのようなタイミングで判断をまちがえてトラブルへと発展してしまうのだろう？

次の4人の失敗談を読んで、君も一緒に考えてみよう。



失敗談をもとに、ポイントをカクニンだ！！